

地域福祉計画の改定について（案）

H27.3.12
墨田区厚生課

1 改定の位置づけ

本計画は23年度～32年度の10年計画
27年度に改定を行うこととしている。（28年度～32年度の後期計画）

2 改定の方向性

基本理念等は、継承する。
協働を基盤に、墨田区らしい発展方向を示すような、特徴ある見直しをする。

3 改定の体制

推進協議会：年3回開催する（5月、9月、3月）
庁内の体制：推進本部及び幹事会に加え、必要に応じてワーキンググループを設置
議会への報告：中間のまとめの報告（11月）及び最終報告（3月）

4 改定の方法

ア 評価

事業や活動に対しての、区民目線の質的な評価が必要

イ 課題の把握

事業や活動の課題、地域に生じている課題の把握が必要

例：生活困窮者自立支援制度に伴う、要支援者の発見や見守り

ウ 調査

上記ア、イについて、ヒアリングを中心とした調査を行う。

対象者の例：協議会委員、地域での活動者、当事者

5 計画の構成

現行を踏襲しつつ、活動の紹介を充実させ、実感を持ちやすくする。区民の声と施策の目標、既存の活動や事業などのつながりがわかりやすく伝わるように工夫。表紙なども工夫し、親しみやすいものにする。

掲載事業は、地域福祉の推進にかかわるものとし、整理する。